

札幌市都市公園の維持管理に関する協定書の改定協定書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び札幌市都市公園条例（昭和 32 年条例第 3 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 3 月 24 日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び公園緑化協会・ていねグリーンコンソーシアム（以下「乙」という。）が締結した前田森林公園・山口緑地・星置公園・明日風公園（以下「前田森林公園等」という。）の管理に関する協定書（以下「原協定書」という。）に関し、甲と乙は、原協定書第 18 条 5 項および第 38 条、原協定書別記 3 賃金スライド条項第 7 条の規定に基づき、次のとおり改定協定を締結する。

第 1 条 令和 6 年 11 月 12 日付改定協定書第 1 条の表を以下に改める。

令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
—	974 千円	974 千円	974 千円	974 千円

第 2 条 この協定は、締結日から適用するものとする。

この改定協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自 1 通を所持する。

令和 7 年 3 月 24 日

(甲) 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市中央区北 1 条東 1 丁目 6 番地 16
公園緑化協会・ていねグリーンコンソーシアム
代表者 公益財団法人札幌市公園緑化協
理事長 近藤 哲也

